

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
 - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
 - 身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。
 - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	
氏名	年金 一郎	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ₅			年		<input checked="" type="checkbox"/> 平成 ₇	4	9	1	0	0	6

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付（12/26引落）する場合は、拠出できません。
- 拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	46,000 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	92,000 円
合計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	92,000 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	92,000 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	92,000 円
合計	276,000 円



受付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行

5月受付で掛金額を変更するケース
(拠出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和, 年 月 日	

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
 - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
 - 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
 - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	
氏名	年金 一郎	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 ₅				年	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 ₇	4	9	1	0	0	6

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の抛出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、抛出ができません。
- 抛出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を抛出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	138,000 円
合計		138,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	276,000 円
合計	276,000 円



受付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行

6月受付で新規加入し
年1回12月引落で掛金額を抛出するケース
(抛出限度額が月額23,000円の場合)

受付金融機関	事務処理センター
令和, 年 月 日	